

【ポイント】

● 7日、スリランカ当局はガンパハ県の以下の18警察管区に外出禁止令を発令しました。同外出禁止令は追って、発表があるまで有効です。

Gampaha, Ganemulla, Kirindiwala, Dompe, Malwathuhipitiya, Meerigama, Nittambuwa, Pugoda, Veyangoda, Minuwangoda, Weeragula, Weliweriya, Pallewela, Yakkala, Ja-Ela, Kandahana, Divulapitiya, Seeduwa

●引き続きスリランカ当局が発表する最新情報の収集、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）の確保などの感染症対策に努めてください。

【本文】

1 7日、スリランカ当局は、これまでに外出禁止令が発令されていたガンパハ県の4警察管区（Gampaha, Minuwangoda, Veyangoda, Divulapitiya）を含む、以下の18警察管区に外出禁止令を発令しました。同外出禁止令は、追って発表があるまで有効です。

Gampaha, Ganemulla, Kirindiwala, Dompe, Malwathuhipitiya, Meerigama, Nittambuwa, Pugoda, Veyangoda, Minuwangoda, Weeragula, Weliweriya, Pallewela, Yakkala, Ja-Ela, Kandahana, Divulapitiya, Seeduwa

2 先週末判明した集団感染に起因する感染者は1000人を超えており、十分な注意が必要ですが、噂やフェイクニュースに惑わされることのないよう当局が発表する最新情報の収集に努めてください。また、スリランカ保健省は更なる感染拡大を防止するため、衛生ガイドラインを遵守するよう協力を求めています。各種ガイドライン等は以下のスリランカ保健省ホームページにてご確認ください。

スリランカ保健省

http://www.health.gov.lk/moh_final/english/

スリランカ保健省（Health Promotion Unit）

<https://hpb.health.gov.lk/en/covid-19>

3 当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き、定期的な手洗い・手指の消毒を行うとともに、外出時にはマスクを着用し、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）を保つなどの感染症対策に努めてください。

【参考】過去の当館からの領事メールや新型コロナウイルス感染症関連情報を確認する場合は、以下のウェブサイトからご利用いただけます。

https://www.lk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000915.html

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話：(国番号94) 11-269-3831

このメールは、在留届にて届け出のあったメールアドレス及び「たびレジ」登録者に配信しています。

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国・移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>